

質問		回答
作成 - 1	避難確保計画の作成等は要配慮者利用施設の管理者と所有者のどちらが行うべきなのか。	<p>一般的には避難確保計画の作成等は施設の管理者が行うことを想定していますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合など、複数の要配慮者利用施設を一体として施設の所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいと考えられる場合は、施設の所有者が行うことも考えられます。(延岡市)</p> <p>《参考》 避難確保計画の作成等は要配慮者利用施設の管理者と所有者のどちらに求めるべきなのか。 …一般的には避難確保計画の作成等は施設の管理者が行うことを想定していますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合など、複数の要配慮者利用施設を一体として施設の所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいと考えられる場合は、施設の所有者に対してこれを求めることができます。(国土交通省ホームページ)</p>
複合 - 1	一つの建物又は同敷地内に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設で避難確保計画の作成等を行わなければならないのか。	<p>基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等の義務が生じることと考えております。しかしながら、一つの経営主体が、複数の要配慮者利用施設を、一つの建物又は同一の敷地内に所有する場合などに、一体的に避難体制を確保することより、より安全な避難が行える場合においては、複数施設を一体として避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能であると考えます。(延岡市)</p> <p>《参考》 一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設を市町村地域防災計画に定めた上で避難確保計画の作成等を求めることになるのか。 …基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等を求めることになると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。(国土交通省ホームページ)</p>
複合 - 2	合同で作成できるのはどの程度の距離まで可能なのか。	<p>同一の敷地内など、合同で避難確保計画を作成し一体的に避難体制を確立することでより安全な避難が行える距離であることが前提であり、一体的に行うことでより避難に時間を要したり避難者が混乱することが無いよう留意したうえで判断していただく必要があると考えます。(延岡市)</p>
追記 - 1	避難確保計画は各施設が既に作成している「非常災害対策計画」や「消防計画」に必要な事項を追記することで作成可能か。	<p>避難確保計画は、既存計画に水防法等施行規則第16条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に定める必要事項を追記することで作成可能です。なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市への報告が必要となります。(延岡市)</p> <p>《参考》 避難確保計画は、消防計画等の既存計画に水防法等施行規則第16条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に定める必要事項を追記することで作成可能です。詳細は「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」及び「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を参照してください。なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。(国土交通省ホームページ)</p>

質問		回答
対象 - 1	洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域のどちらに該当しているのか知りたい。	市ホームページ内の『地域防災計画』又は『要配慮者利用施設避難確保計画』のページに掲載されている『洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧』に掲載していますので、御確認ください。なお、施設の災害リスクの把握及び安全な避難経路の選定のためにも、ぜひ、施設の所在する地域の想定区域・警戒区域の記載されている資料を御確認ください。(延岡市)
要件 - 1	避難確保計画の作成と避難訓練の実施の義務が課される施設とは、具体的にどのような施設なのか。	本市においては、地域防災計画に要配慮者利用施設の要件を規定し、該当施設の名称及び所在地を掲載しています。(延岡市) <<参考>> 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられるのは、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設で、水防法第15条第1項第4号又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に基づき市町村地域防災計画にその施設の名称及び所在地が定められた施設となります。具体的にいかなる施設を要配慮者利用施設として市町村地域防災計画に定めるかは、施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて市町村において個別具体的に判断していただくこととなりますが、想定される要配慮者利用施設の例を「水防法等の一部を改正する法律の施行について」(平成29年6月19日水政第12号)において示しています。(国土交通省ホームページ)
要件 - 2	要配慮者利用施設には該当しないのではないのか。	本市においては、地域防災計画に要配慮者利用施設の要件を規定しています。地域防災計画において対象要件を御確認ください。そのうえで要件に該当しないと判断した場合は、該当しないとする理由とその根拠を記載(必要に応じて資料添付)し、市長宛に文書にてお申し出ください。提出いただいた内容を確認し、文書にて回答いたします。(延岡市)
対象 - 2	浸水ナビでは明確な浸水深の数値が示されていないが、どうしたらよいか。	重ねるハザードマップや浸水ナビに記載されている『Om~Om』をもとに作成していただくこととなりますが、避難場所等は最大浸水深をもとに選定していただくことがより安全な避難確保計画の作成につながると考えます。(延岡市)
訓練 - 1	要配慮者利用施設の管理者は訓練を実施した旨を市に報告する必要があるのか。	法律上義務付けられていませんが、訓練の実施は要配慮者利用施設の避難確保において極めて重要であることから、本市では、実施後に市に報告書を提出していただくこととしております。(延岡市) <<参考>> 訓練は避難確保計画に基づき実施されるため、訓練の実施自体の報告は法律上義務付けられていませんが、訓練の実施は要配慮者利用施設の避難確保において極めて重要であることから、市町村において実施状況をフォローしていただくようお願いします。(国土交通省ホームページ)
内容 - 1	国土交通省のホームページ上には「津波」に関する手引きが掲載されているが、今回の計画内容に「津波」に関する記載も必要なのか。	今回作成していただく要配慮者利用施設避難確保計画は、洪水時等又は傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合若しくはその両方の場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成となっておりますので、要配慮者利用施設避難確保計画の必ず記載しなければならない項目ではありません。しかしながら、津波が発生し本市に甚大な被害をもたらすと予測されている南海トラフ地震は、地震調査研究推進本部の発表によると30年以内に発生する確率が70-80%と言われており、「津波」対策を考えていただくことは大変重要です。お尋ねの計画につきましては、2019年1月9日の説明会資料にも計画の表題を掲載しておりますので、御参照ください。(延岡市)

質問		回答
追記 - 2	既存の「消防計画書」に追記する予定だが、追記した後のタイトルは「消防計画及び洪水時の避難確保計画書」でよいか。	消防計画に追記する場合には、タイトルは変更せず、「消防計画書」のままで御提出ください。(延岡市)
提出 - 1	どこに提出するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防計画に追加記載する場合 延岡市消防本部予防課(消防計画提出時に必要とされる部数+2部) ② 危機管理マニュアルに追加記載する場合 教育委員会学校教育課(危機管理マニュアル提出時に必要とされる部数+1部) ③ ①②以外の場合 延岡市総務部危機管理室(2部) (延岡市)
提出 - 2	郵送で提出するのか、持参するのか。	提出-1の②③についてはどちらでも構いませんが、①の場合は、御持参ください。(延岡市)
複合 - 3	市内に施設が点在しているが、1施設ごとに作成するのか。	基本-2及び基本-3を御参照ください。(延岡市)
追記 - 3	消防計画において、既に一部同様の内容を作成しているが、別途作成しなければならないの	基本-4を御参照ください。(延岡市)
内容 - 2	計画作成するということは様式の空白を埋めるということとイコールか。	避難確保計画には、既存計画に水防法等施行規則第16条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に定める必要事項を追記しなければなりません。本市の様式は関係法令及び国土交通省のホームページ等に掲載されている各種マニュアル・手引きをもとに作成しておりますので、これらを御確認いただき、様式に必要事項を定めていただく必要があります。(延岡市)
内容 - 3	様式1(2)、1(3)はどのようなことを書くのか。	要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き(作成支援編・様式編)【様式編】1頁及び、要配慮者利用施設避難確保計画作成に係る講習会(座学)資料シート126を御参照ください。(延岡市)
内容 - 4	これまで講じてきたようなことを記載してよいか。 (例) 気象情報等から休校等の措置を行う	貴施設及びその周辺(避難経路など)で想定されている災害の種類とその規模を確認し、安全に避難できる避難場所の選定などの措置を行っていただく必要がありますので、これまでの対応につきましては、今一度、安全が確保できるのか御確認ください。また、要配慮者が施設利用中に避難を要する事態となった場合の要配慮者の施設からの避難や施設閉鎖のタイミングなど、起こりうる状況に適切に対応できるよう、計画の作成を行っていただく必要があります。(延岡市)
内容 - 5	実際に避難した際は、どこに報告すればよいか。	避難完了の報告については、各施設種別の所管課へお願いします。

質問		回答
内容 - 6	川を横断して避難しなければならない指定避難所へ避難すること自体が危険であるため、上階避難が安全だと考えるが、いかがか。	河川の状況が危険な時期に逃げることにならないよう、要配慮者利用施設におかれましては、早めに避難行動を開始し、安全な時期に避難できるよう、避難確保計画の作成を行う必要があります。 なお、市が指定している洪水時の指定緊急避難場所への立ち退き避難が原則ですが、避難経路の危険性や避難場所の浸水深などの安全性を考慮し、管理者の責任で避難場所を設定することを阻むものではありません。(延岡市)
内容 - 7	1(2)計画の報告にはどのようなことを書くのか。	市のホームページに掲載しております、『◇避難確保計画作成に係る参考資料』にある「要配慮者利用施設避難確保計画講習会(座学)資料」「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編・様式編)」に記載例がありますので、ご一読ください。(延岡市)
内容 - 8	1(3)計画の適用範囲とは、どのようなことを書くのか。	内容-7と同様。
作成 - 2	毎年更新しなければならないのか、更新の場合はどのタイミングで行うのか。	避難確保計画は、計画内容に変更の必要があれば随時更新していただくこととなります。 なお、要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編・様式編)においては、避難訓練による見直しが重要と記載されています。(延岡市)
作成 - 2	計画を作成するということは、定型の避難確保計画の空白を埋めるということによいのか。	本市の様式は、法令で避難確保計画に定めることとされている項目をもとに作成しております。記載内容によっては避難確保計画として不備となることがありますので、各種資料を参照いただき、円滑かつ安全な避難となるよう、記載してください。計画は災害時に実際に活用できる内容にしておくことが大切です。
作成 - 4	津波防災地域づくり法によると、津波防災警戒区域内の社会福祉施設等については避難確保計画を作成しなければならないとされている。該当するののか。	津波防災警戒区域は県が指定することとなっておりますが、本県における指定は現時点ではありません。